

## 福利厚生施設について

〇〇株式会社

福利厚生施設については、就業規則記載の通り、社員の雇用形態の区分（正社員、非正規社員等）に関わりなく、全ての社員が利用することができます。

利用方法等は以下の通りです。

### 1. 給食施設

- (1) 休憩時間は、会議室を給食場所として開放します。昼食時に利用してください。ゴミは所定の場所に区分廃棄してください。
- (2) 給湯室に設置している冷蔵庫も利用できます。飲み物類は、できるだけ翌日まで放置しないようお願いします。

### 2. 休憩室

- (1) 休憩時間は、同じく会議室を休憩室として開放します。昼食後引き続き休憩室として利用してください。
- (2) なお、衝立で隔てた会議室奥の応接ソファは、気分が悪くなった時に一時休憩室として利用することができます。上司に一言告げて利用してください。

### 3. 更衣関係

- (1) 当社に更衣室はありません。廊下に各人別ロッカーを設置しています。貴重品はロッカーに置き放しとしないよう注意してください。また、常に施錠の上利用してください。

### 4. その他

- ※ 給食施設、休憩室、更衣室以外に非正規社員等が利用できる厚生施設等がある場合は、追加記載してください。

以上